

加古川市鳥獣被害防止対策協議会備品等貸出し要領

令和3年2月17日

加古川市鳥獣被害防止対策協議会長決定

（趣旨）

第1条 この要領は、加古川市鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）が、加古川市内に生息する有害鳥獣に関する調査、獣害対策、捕獲、各種事業展開用に保有している備品等を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出し備品等）

第2条 貸出し対象の備品等は、別紙「加古川市鳥獣被害防止対策協議会備品等一覧表（以下「一覧表」という。）」に記載の備品等で、一定期間の貸出しが可能なものを貸出し対象とする。

（貸出し対象者）

第3条 前条に掲げる備品等の貸出し（以下「貸出し」という。）を受けることができる者は、次の各号に掲げる者から、貸出し備品等ごとに一覧表に規定する。

（1） 加古川市内で実施する調査、獣害対策、捕獲、各種事業展開用で必要と認められる活動を行っている、次のいずれかに該当する組織。

イ 行政機関

ロ 町内会

ハ 農業関係団体

ニ 猟友会及び猟友会員

（2） 加古川市が定める特定外来生物に係る捕獲従事者の登録等に関する事務取扱要領の規定により、捕獲従事者証の発行を受けた者。

（手続）

第4条 協議会の備品等の借受けを希望する者（以下「申出者」という。）は、加古川市鳥獣被害防止対策協議会備品等借用申出書（様式第1号）を加古川市鳥獣被害防止対策協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（貸出しの決定）

第5条 会長は、前条に規定する申出が適当と認められるときは、申出者に対して備品等を貸し出すこととする。

2 貸出しを受ける者（以下「借受者」という。）は、備品等の保管場所において協議

会から備品等を直接受け取り、貸出し期間中は善良な管理者として備品等の保全・管理に努めなければならない。

3 借受者は、貸出し期間が満了した時は、速やかに備品等を協議会に返却しなければならない。

4 借受けに伴う搬入・搬出作業は借受者が行うものとし、この作業に要する経費は原則として借受者が負担するものとする。

(標識)

第6条 貸出しを受けた備品等には、必要に応じて、捕獲従事者の住所、氏名、電話番号等の連絡先及び捕獲期間を記載した標識を取り付けるものとする。

(貸出しに係る費用)

第7条 貸出しに係る費用は、無料とする。

(返却の命令)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出し期間中であっても備品等を返却させることができる。

- (1) 有害鳥獣の捕獲以外の目的で使用したとき。
- (2) 貸出備品等を損傷するおそれがあると認めたとき。
- (3) 貸出備品等を第三者に転貸したとき。
- (4) その他会長が必要と認めたとき。

(弁償)

第9条 備品等を亡失し、又は故意に損傷させたときは、当該備品等と同等の機材もって弁償しなければならない。

(返還)

第10条 借受者は、貸出し期間が満了し、又は第8条の規定により返却の命令を受けたときは、当該備品等を速やかに協議会に返却しなければならない。

(協議会の免責)

第11条 協議会は、備品等の使用により借受者が損害を被った場合及び備品等により第三者に対し損害を及ぼした場合については、その補償の責めを負わない。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項は、会長が決定する。

附 則

この要領は、令和３年３月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年３月４日から施行する。

別紙（第2条関係）

加古川市鳥獣被害防止対策協議会備品等一覧表

備品等名	貸出し数量	貸出し期間	貸出し対象者
特定外来生物用捕獲檻	1 基	1 カ月 ただし、年度中 1 人 2 回までの貸出しに限る（猟友会を除く）	第 3 条第 2 号
イノシシ用捕獲檻	1 基	貸出日の属する年度の末日まで （狩猟期間を除く）	第 3 条第 1 号
アライグマ用くくりわな	2 基まで	貸出日の属する年度の末日まで	第 3 条第 1 号ニ
イノシシ用くくりわな	5 基まで	貸出日の属する年度の末日まで （狩猟期間を除く）	第 3 条第 1 号
電気止めさし	1 基	貸出日の属する年度の末日まで （狩猟期間を除く）	第 3 条第 1 号ニ
炭酸ガスボンベ	1 基	貸出日の属する年度の末日まで	第 3 条第 1 号ニ
レギュレーター	1 基	貸出日の属する年度の末日まで	第 3 条第 1 号ニ
獣害対策参考本	各 1 冊	1 カ月	第 3 条第 1 号
DVD	各 1 部	1 カ月	第 3 条第 1 号
トレイルカメラ	4 基	3 カ月	第 3 条第 1 号